

## 総合企画

### 1 「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」の推進

「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年度～令和7年）で目指す「京都の未来像」を実現するため、専門的な議論・知見を踏まえて策定された各分野別計画等に基づき、危機的な財政状況を踏まえ、徹底した精査を行いながら毎年度の予算で推進事業を定めるとともに、多様な主体と連携することで、本計画の着実な推進を図ります。

### 2 戦略的な都市経営の企画及びマネジメント

本市の都市特性を十分に活かしながら、都市計画手法等を活用した、多様な世代のニーズに対応した住宅やオフィス・産業用地の創出、企業、学術研究拠点の誘致等を進めることにより、京都経済の活性化を図り、税収増加に繋げるとともに、税外収入の更なる確保に取り組むなど、将来にわたって魅力と活力溢れるまちづくりに向けた戦略的な都市経営の企画及びマネジメントを行っています。

### 3 京都創生総合戦略・レジリエンス・SDGsの一体的な推進

本市では、急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の是正を図るとともに、自然災害をはじめとしたあらゆる危機を克服し、持続可能なより魅力あふれる京都の実現やSDGsの推進に向けて、全庁挙げた推進本部を設置しています。

同本部の下、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の総合的な推進と深化、「京都市レジリエンス戦略」の推進と「レジリエンス」の更なる普及、民間企業や関係団体との連携をはじめとした市民ぐるみでのSDGsの推進強化など、「京都創生総合戦略」、「レジリエンス」、「SDGs」の一体的な推進に取り組んでいます。

### 4 政策評価、事務事業評価の実施

（政策評価・・・総合企画局、事務事業評価・・・行財政局）

政策評価制度は、政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、その結果を公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成16年度から本格実施し、現在は、平成19年6月に施行した「京都市行政活動及

び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき、取組を行っています。

令和3年度からは、令和3年3月に新たに策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年度～令和7年）に掲げる27の政策及び114の施策の目的の達成状況について、客観指標評価及び市民生活実感評価の2つの手法により、評価を実施しています。

また、同じく行政評価条例に基づき実施している、事務事業評価制度は、平成15年度から本格実施しており、各事務事業の有効性や効率性などを評価しています。

## 5 公民連携・課題解決推進事業

本市が抱える様々な行政課題その他の社会課題に対し、民間企業等から課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデアなどを募集したうえで、課題提示部署と民間企業等と一緒に、実証実験や具体的実践等により課題解決に取り組めます。

## 6 国家戦略としての京都創生の推進、双京構想の推進

本市では、平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」を受けるとともに、京都市会において平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議が全会一致で議決されたことを踏まえ、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の3つの分野を柱とした「国家戦略としての京都創生」の取組を進めています。

これまでの取組の結果、文化庁の京都への全面的な移転の決定をはじめ、国において「景観法」や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定されるなど、数多くの成果を挙げてきました。一方、取組の開始から15年以上が経過し、社会情勢等が大きく変化していることから、令和3年3月に、これまでの京都創生の取組や成果を総括し、今後の京都創生の在り方を考えるきっかけとするため、「歴史都市・京都創生策Ⅱ総括～『次なる京都創生』に向けて～」を取りまとめました。

総括を踏まえ、引き続き、国への要望・働き掛けや京都創生推進フォーラムによる啓発活動に取り組むとともに、国内外の民間企業との連携などにより、京都創生の発信強化や機運醸成を図っています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政

治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、都市格の向上、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に向けて取り組んでいきます。

## 7 文化庁の京都移転の推進

文化庁の京都移転については、平成 29 年 4 月に、先行移転として「文化庁地域文化創生本部」が設置され、同年 7 月には、「文化庁移転協議会」において、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」が取りまとめられ、本格移転における組織体制の大枠、移転場所等について決定しました。さらに、平成 30 年 8 月に、「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」が取りまとめられ、本格移転先庁舎の整備規模、役割分担等が決定し、令和 2 年 6 月には、令和 4 年度中の京都における文化庁の業務開始を目指すことが決定しました。引き続き、これまでの同協議会の決定に基づき、本格移転に向けた取組を着実に進めていきます。

文化庁の移転先となる京都府警察本部本館の改修・増築については、現在、工事が進められているところです。事業主体は京都府となりますが、当該事業を府市で協調して、本市も京都府と対等に責任を果たしていくことを基本的な考え方として、更に協議を進めていきます。

また、平成 29 年 6 月の「文化芸術基本法」の施行を受け、文化庁の抜本的な組織改革、機能強化を内容とする「文部科学省設置法の一部を改正する法律」が平成 30 年 6 月に成立し、京都への全面的な移転に向け、同年 10 月、文化政策を総合的に推進するための司令塔となる「新・文化庁」が誕生しました。

今後とも、京都府、経済界と共にオール京都で、文化庁を受け入れる地元の協力について誠実に実行するとともに、「新・文化庁」との連携の下、日本の地方創生をけん引する取組を展開していきます。

## 8 リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進

広域鉄道網の充実に向け、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進やリニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、京都ルートの実現等に向けた活動を展開して

います。

## 9 個性と活力あふれるまちづくりの推進

### (1) 西陣を中心とした地域の活性化

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な歴史・文化・観光資源を有しており、これら豊富な地域の財産や魅力を活用した活性化を図るため、平成31年1月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を策定しました。

ビジョンでは、「「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」温故創新・西陣」をコンセプトに、概ね50年後を見据えた地域の将来像と今後概ね10年間に取り組む「実現のための11の方策」を掲げています。

ビジョンに基づき、民間からの提案による2つの活性化プロジェクトを展開するとともに、地域が有する資源や担い手を更に大きくつなぎ合わせる場づくりを行うなど、活性化に向けた取組を進めています。

### (2) 京都駅西部エリアの活性化の推進

京都駅西部エリアは、梅小路公園をはじめ、京都市中央卸売市場第一市場や京都リサーチパーク、商店街、京都水族館や京都鉄道博物館などの文化・観光施設、寺社、大学など、多彩な地域資源が集積し、さらに、平成31年3月にJR嵯峨野線「梅小路京都西」駅が開業するなど、京都の成長戦略を推進し、都市格を高めていくうえで大変重要なエリアです。

本市では、平成27年3月に、長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、平成28年3月には、この将来構想に基づき、多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。本エリアにおいては、この協議会を中心に、集客につながるイベントや、地域の魅力情報の発信等、様々な事業を行うことにより、本エリアの活性化を推進しています。

### (3) 京都駅東部エリアの活性化の推進

京都駅東部エリアは、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあるとともに、令和5年度には京都市立芸術大学や京都市立銅駝美術工芸高等学校が崇仁

地域に移転することから、文化芸術を基軸としたまちづくりにより、本エリアだけでなく、本市全体の活性化に繋がる大きな効果を期待できるエリアです。

一方で、本エリアの多くの学区において、著しい人口減少や高齢化が進展するなど、様々な課題も抱えています。

こうした状況を踏まえ、平成31年3月に、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの創造に向け、まちの将来像やまちづくりの方向性等をまとめた「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定しました。

京都市立芸術大学や京都美術工芸大学、下京渉成小学校区の5学区によるエリアマネジメント組織など、大学や地域、関係するまちづくり団体及び文化芸術関係者等と、構想に掲げる将来ビジョンの共有を図ることにより、緩やかなネットワークを構築するとともに、地域資源等を活用した事業などを通じて、活性化の機運を高め、「文化芸術」を基軸としたまちづくりを進めていきます。

#### **(4) 京都駅東南部エリアの活性化の推進**

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、京都市立芸術大学が移転する京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

これを踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで、京都全体の活性化につなげていくため、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を策定しました。

これまで、同方針に基づき「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくりに向けた機運醸成事業の実施を通じて、地域内外の方に「文化芸術によるまちづくり」が有する可能性や、本エリアのポテンシャルを実感していただけるよう取組を進めてきました。

引き続き、同方針の推進に資する取組等の実施により、本エリアの課題解決等に取り組んでいきます。

#### **(5) 京都・近畿の発展に資する国有地の有効活用に向けた調査・検討**

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に資するまちづくりを進めていくためには、市有地だけでなく、国有地等の活用を視

野に入れて取り組むことが重要です。

こうした考えの下、本市では、交通利便性の高い市街地に所在する国有地（京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局）について、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討するとともに、本市の考えを発信し続けていくことにより、土地を所有する国や市民等の理解を得て、地域や本市の将来のまちづくりに資する国有地の有効活用の実現に向けて取組を進めています。

京都刑務所については、平成31年2月に策定した「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」に掲げる刑務所敷地の活用案を国に提示しながら、移転をはじめとした有効活用の検討を引き続き要望するとともに、市民等に対する戦略の情報発信に努め、庁内関係課や大学、市民等との協働により、戦略の実現に向けた取組を進めています。

京都拘置所及び京都運輸支局については、令和2年3月に策定した「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を国に提示し、移転をはじめとした有効活用の検討を要望するとともに、市民や事業者、とりわけ、京都運輸支局周辺で支局に関連する業務を遂行されている自動車関連団体の方々に本市の取組の趣旨等を御理解いただけるよう取組を進めています。

また、国に移転をはじめとした有効活用の検討を要望していくうえで重要な移転候補地についても、国との良好な関係を保ちながら意見交換を進め、市内を中心に幅広く情報収集を行い、検討を進めていきます。

## **(6) 山ノ内浄水場跡地活用の推進**

水需要の減少を踏まえた浄水場の再編に伴い、山ノ内浄水場（平成25年3月に廃止）の跡地活用について、本市西部地域はもとより市全体の活性化や地下鉄増客に資する活用を図るとの視点から「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を平成22年12月に策定しました。

この活用方針に基づき、学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上を図り、多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう、新たなまちづくりの拠点整備に取り組んだところ、京都先端科学大学の京都太秦キャンパス（平成27年4月）、太秦病院（平成29年8月）、大和学園の太秦キャンパス（平成30年4月）が開設されています。

今後、跡地活用事業者の第Ⅱ期整備も含めた事業計画の実現に向けて必要な協

議・調整を行い、本市西部地域はもとより、市全体の活性化や地下鉄増客に資するよう、取り組んでいきます。

## 10 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する提案・要望等を行っています。

また、関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかしながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

## 11 名誉市民

本市は、昭和 28 年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は 55 名、現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

氏 名	表彰年月日	功 績
廣中 平祐	昭和 58 年 10 月 15 日	現代数学の発展に貢献
千 玄 室	平成 10 年 10 月 15 日	茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献
田中 耕一	平成 15 年 10 月 3 日	生化学、医学等の発展に貢献
瀬戸内 寂聴	平成 19 年 10 月 15 日	文学界の発展に貢献
山中 伸弥	平成 25 年 7 月 30 日	医学の発展に貢献
志村 ふくみ	平成 28 年 10 月 15 日	伝統工芸（染織）の発展に貢献
本庶 佑	平成 31 年 2 月 19 日	医学の発展に貢献
中西 進	令和元年 10 月 15 日	国文学の発展に貢献
今井 政之	令和元年 10 月 15 日	陶芸界の発展に貢献

## 12 参加と協働による市政運営の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成13年12月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成15年8月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。

その後、5年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い、現在は、「第3期京都市市民参加推進計画改定版」（令和3年3月策定）に基づき、取組を進めています。

「市民との未来像・課題の共有」については、ターゲットを意識したSNS等での情報発信や、各局、区役所・支所が開催する地域の課題やまちづくりについての対話の場の推進、対話の場づくりの専門的な研修を受けた職員「市民協働ファシリテーター」の活用など、市民と市職員又は市民同士の対話の推進に取り組んでいます。

「市民の市政への参加の推進」については、パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募、市政ボランティア制度など、市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け、市民の積極的な参加につながるよう、着実な運用に努めるとともに、あらゆる市政分野において市民と京都市の協働の推進に努めています。

「市民のまちづくり活動の活性化」については、市民と本市が共にまちづくりに取り組む「“みんなごと”のまちづくり推進事業」の実施や、民間事業者等と連携し、社会課題・行政課題の解決を目指す公民連携事業の実施など、市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社などのあらゆる主体との協働を進め、市民のまちづくり活動、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

## 13 京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」の運営

本市では、人口減少社会の克服と東京一極集中の是正を目指した「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の策定（平成27年9月）を機に、移住応援ガイドの作成や移住相談会の実施など、移住促進に取り組んできました。

平成28年度からは更に取組を進め、「京都市移住サポートセンター『住むなら京都』」を開設し、「しごと」「住まい」「子育て支援」など移住の検討に際して必要となる事項への相談対応、「京都で暮らし、働く魅力」等をテーマとした情報発信やセミナーを開催など、総合的な移住支援を推進しているところです。

引き続き、市民団体や企業等とも連携し、本市への移住促進に取り組んでいきます。

## 14 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は38もの個性と特色あふれる大学・短期大学が立地する「大学のまち」、そして人口の1割に相当する約15万人の学生が学ぶ「学生のまち」です。

大学の知や学生の力が地域課題の克服やまちの活性化に貢献するなど、京都のまちづくりの多様な側面において、大学・学生は重要な主体であり、京都のまち全体で大学の発展・学生の成長を支えています。このため、本市では、「大学のまち」「学生のまち」の推進に係る施策を大学政策と位置付け、重要施策の一つとして、総合的に取り組んでいます。

平成10年には、産学公連携のもと、我が国で初めての大学間連携組織である財団法人大学コンソーシアム京都（平成22年に公益財団法人へ移行）が設立され、同法人と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）（平成12年設置）」を拠点に、大学の知の集積を活用した生涯学習事業、単位互換やインターシップ事業、大学と地域の連携・交流促進を目的とする大学地域連携創造・支援事業（学まちコラボ事業）、学まち連携大学促進事業などの取組を推進しています。

平成31年3月には、18歳人口の減少や学生獲得に向けた競争の激化など、大学や学生を取り巻く社会潮流の変化の中で、オール京都で次の社会を支える担い手を育成するため、公益財団法人大学コンソーシアム京都との協働により、今後5年間で取り組むべき施策を盛り込んだ「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2019-2023」を策定しました。当該計画に基づき、世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」であり続けるために、各種施策を推進してまいります。

## 15 総合的な留学生誘致及び支援の推進

本市では「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい自由な文化交流を行う」という「世界文化自由都市宣言」に掲げる理念の実現に向け、留学生の誘致及び支援に力を入れています。

オール京都（大学・専修学校・日本語学校・経済界・公的機関等）で留学生誘致・支援を推進することを目的に、平成27年5月に設立した「留学生スタディ京都ネットワーク」において、7言語に対応した京都留学総合ポータルサイトの運営等を通じ、京都留学の魅力や情報を発信し、「大学のまち・京都」の積極的なプロモーションに取り組んでいます。加えて、令和元年度から、新たに首都圏の日本語学校で学ぶ留学生を主な

対象に、京都の大学等への進学を促進するための誘致活動をオンラインを活用しながら行っています。

また、大学・学生の国際化を促進し、留学生誘致施策における市内大学の面的な広がりを目指すことを目的に、平成 28 年度から開始した「京（みやこ）グローバル大学」促進事業では、認定した 10 大学における留学生誘致や、交換留学にもつながる海外大学との提携等、国際化促進に係る取組を令和元年度まで支援し、令和 2 年度からは、新たに国際化に資する取組を進める 7 大学を支援しています。

さらに、大学コンソーシアム京都に加盟する大学に在籍する留学生と京都市内に本社・支社・事業所等を有する企業を対象とした求人・求職のためのマッチングサイト「ハタ洛」の開設（平成 30 年 1 月）及び運営を通じて、就職・採用の機会を創出するとともに、個別相談を行うことで、個々の留学生のニーズに寄り添い、京都企業への定着に向けた留学生の就職の支援に取り組んでいます。

## 16 市政広報等

### (1) 主な広報業務

○ 市民しんぶん	毎月 1 日発行	66 万部
市民しんぶん区版	毎月 15 日発行	66 万部
点字市民しんぶん	毎月 1 回	175 部
点字市民しんぶん区版	毎月 1 回	246 部
市民しんぶん文字拡大版	毎月 1 回	300 部
市民しんぶん区版文字拡大版	毎月 1 回	335 部
声による市民しんぶん（テープ版）	毎月 1 回	70 セット
声による市民しんぶん（CD 版）	毎月 1 回	340 枚
声による市民しんぶん区版（テープ版）	毎月 1 回	80 セット
声による市民しんぶん区版（CD 版）	毎月 1 回	350 枚

（以上、令和 3 年 4 月時点）

○ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」	毎年 1 回	6 万 9,000 部
○ 市政広報ポスター「京都市民ニュース」	毎年 1 回	2,050 部
○ テレビによる広報		

▶ KBS 京都

- ・ 市政情報発信（市長） 原則，毎月第2火曜日（5分）
- ・ 市政情報発信（担当課） 原則，奇数月第3火曜日（5分）
- ・ PR スポット 15秒又は30秒の映像
- ・ 特集番組 不定期
- ▶ 在阪準キー局 不定期
- ラジオによる広報
  - ▶ KBS 京都
    - ・ 大作・英樹のだいすき☆京都 原則，毎月最終土曜日（10分）
  - ▶ エフエム京都
    - ・ MAYOR TALKS☆KYOTO 原則，毎月最終土曜日（10分）
  - ▶ NPO 京都コミュニティ放送
    - ・ イベント羅針盤 毎週土・日曜日（3分）
- 映画による広報 15秒の映像を上映（予定）
- インターネットによる広報
  - ・ 京都市公式ホームページ「京都市情報館」
  - ・ 京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
  - ・ 京都市公式 SNS（Facebook・Twitter・LINE）

○ 広報板の設置 市内7,535基

○ 報道機関に対する記者発表

○ 全国に向けた戦略的広域シティ PR

京都市ふるさと納税の獲得等を図るため，動画付きプレスリリースなど様々な広報手法を用いて，戦略的な情報発信に取り組みます。

また，首都圏等におけるPRにおいて，影響力の大きいメディア等に情報提供等を行い，効果的な露出を図ります。

併せて，広報アドバイザーを活用し，最も効果的な広報手法等について全庁的に助言をいただきます。

○ 市政総合宣伝

市の重要政策を中心にタイムリーかつ効果的に情報発信するため，読者層の特性にも配慮しながら，日刊紙や雑誌等の紙媒体，あるいはインターネットを活用した広告を掲載しています。

## (2) 広聴

### ○ 「市長への手紙」制度

市民等から文書，電子メールにより市政に対する建設的な意見，要望等を広く受け付け，市政への反映に努めるとともに，意見等に対し，誠実かつ迅速に対応する制度です。

### ○ 市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを 365 日，電話，FAX，電子メールの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）」を運用しています。

## 17 戦略的首都圏企業連携推進

首都圏からの企業版ふるさと納税をはじめとした更なる民間資金の獲得や本市への企業誘致促進のため，メディア等を通じたマーケティング調査やブランドの構築・発信に取り組んでいます。併せて，外部専門人材を導入・活用し，戦略的かつ効果的に首都圏企業等との連携を推進しています。

## 18 デジタル化の推進

本市では，市民サービスの向上や行政の効率化等のため，専門的知見の活用や職員のデジタル力向上を図りながら，市政全般にわたるデジタル化に取り組んでいます。

令和 2 年 11 月には，局外監のデジタル化戦略監，及び同戦略監をトップとするデジタル化推進プロジェクトチームを設置し，さらに令和 3 年 4 月には，専任組織としてデジタル化戦略室を設置するなど，推進体制をより一層強化したところです。

引き続き，費用対効果を十分検証しながら，「誰ひとり取り残さない，人に優しい」デジタル化を全庁挙げて進めていきます。

## 19 情報化推進

### (1) 高度情報化

本市では，情報通信技術（ICT）の発展に伴い，変化する社会情勢に的確に対応するために，平成 13 年に「京都市高度情報化推進本部会議」を設置し，ICT の利活用による市民サービスの向上，地域情報化の推進，市役所業務の効率化を全庁的に進めてき

ました。

平成 28 年 9 月には、「はばたけ未来へ！京プラン」の実現に向けて、本市が更なる高度情報化を実践していくための基本的な考え方について示した「京都市高度情報化推進のための基本方針」を策定し、積極的な ICT の活用及び情報資産の厳格な管理の二つの視点から、取組を推進しています。

## (2) 情報公開制度

本市が保有する情報は、広く市民に公開され、適正に活用されることにより、市民生活の向上と豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものであり、この情報の公開は、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政の推進に資するものです。

本市では、「京都市公文書の公開に関する条例」を平成 3 年 7 月に制定し、平成 4 年 2 月に施行しました。その後、行政改革や地方分権の推進、高度情報化の進展など公文書公開制度を取り巻く社会情勢が変化してきたことから、平成 14 年 4 月に、同条例を全面改正し、新たに「京都市情報公開条例」を制定し、同年 10 月に施行しました。

情報公開条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、請求者からの請求に応じて、実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めることを定めています。

## (3) 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市民の基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的としたものです。

本市では、平成 4 年 9 月に京都市プライバシー保護制度検討委員会から提出された「京都市における個人情報保護制度のあり方についての提言」に基づき、「京都市個人情報保護条例」を平成 5 年 4 月に制定し、平成 6 年 4 月に施行しました。

その後、高度情報化の進展など個人情報保護制度を取り巻く状況が変化してきたところから、平成 17 年 4 月には、個人情報の利用停止を請求する権利の整備や職員等に対する罰則の新設などの改正を行いました。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、特定個人情報の取扱いを定める条例改正を行い、平成27年10月から施行しました。

令和3年5月に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても同法により全国的な共通ルールが適用されることとなったため、今後、改正法の施行時期（公布から2年以内）に合わせて、条例に基づく本市の個人情報保護制度を見直す必要があります。

## 20 国際交流・多文化共生の推進

本市では、昭和53年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」、平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」（平成26年3月改訂）、令和3年3月に「京都市国際都市ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、激化する都市間競争やコロナ禍をはじめ、目まぐるしく変化する国際情勢に柔軟に対応するため、これまでの国際関連事業の進捗を図るプランから、国際的な事業を展開する意義や、本市が目指す4つの国際都市像の実現に向けた取組の方向性を示すビジョンへと見直しを図り、全庁横断的に情報共有、事業の協働に取り組むこととしています。

### (1) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携をし、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

都 市 名	国 名	提携年月日
パ                   リ	フ   ラ   ン   ス	昭和 33年 6月 15日
ボ   ス   ト   ン	ア   メ   リ   カ	34年 6月 24日
ケ   ル           ン	ド   イ           ツ	38年 5月 29日
フ   ィ   レ   ン   ツ   ェ	イ   タ   リ   ア	40年 9月 22日
キ           エ           フ	ウ   ク   ラ   イ   ナ	46年 9月 7日
西                   安	中                   国	49年 5月 10日

グアダハラ	メキシコ	55年10月20日
ザグレブ	クロアチア	56年10月22日
プラハ	チェコ	平成8年4月15日

注：パリ市は友情盟約都市，西安市は友好都市，その他は姉妹都市

## (2) パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに，民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として，パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは，包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり，民間レベルでの交流を主体とし，特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携分野	締結年月日
釜山	韓国	学術・教育	平成11年4月27日
コンヤ	トルコ	文化・芸術	21年12月12日
青島	中国	経済・環境・文化・スポーツ・教育	24年8月26日
フエ	ベトナム	学術・教育・福祉	25年2月20日
イスタンブール	トルコ	学術研究・教育	25年6月14日
ビエンチャン	ラオス	学術研究	27年11月3日

## (3) 国際交流会館

市政100周年及び平安建都1200年記念事業の一つで，市民と留学生，在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として，平成元年9月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には，各種情報の提供を行う情報サービスコーナー，移動式の座席で，多様な交流事業の舞台となるイベントホール，世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ，姉妹都市コーナー展示室，図書・資料室(kokoPlaza)，会議室，研修室，和風別館等を備えています。

また，公益財団法人京都市国際交流協会を令和元年度から4年間，会館の指定管理者に選定し，会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施しています。

#### (4) 世界歴史都市会議

本市は、昭和 62 年 11 月に、「21 世紀における歴史都市－伝統と創生」を総合テーマとして、国立京都国際会館において「第 1 回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は、世界の歴史都市の首長が一堂に会し、これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し、21 世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため、どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で、「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成 8 年 9 月に西安市（中国）で開催された第 5 回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

区 分	年 月	都市名 (国)	テ ー マ
第 1 回	昭和 62 年 11 月	京都 (日本)	21 世紀における歴史都市－伝統と創生
第 2 回	63 年 6 月	フィレンツェ(イタリア)	明日の人間のための歴史都市
第 3 回	平成 3 年 10 月	バルセロナ (スペイン)	都市の記憶と未来
第 4 回	6 年 4 月	京都 (日本)	歴史都市の英知を求めて
第 5 回	8 年 9 月	西安 (中国)	歴史都市の振興
第 6 回	10 年 5 月	クラクフ (ポーランド)	歴史都市における遺産と開発
第 7 回	12 年 7 月	モンペリエ (フランス)	歴史とその価値
第 8 回	15 年 10 月	モントリオール (カナダ)	保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？
第 9 回	17 年 10 月	慶州 (韓国)	歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生
第 10 回	18 年 10 月	バララット (オーストラリア)	持続可能な歴史都市：未来に向けた経済・保存・ビジョン
第 11 回	20 年 6 月	コンヤ (トルコ)	歴史都市に生きる文化遺産
第 12 回	22 年 10 月	奈良 (日本)	歴史都市の継承と創造的再生
第 13 回	24 年 4 月	フエ (ベトナム)	伝統の継承が直面する課題とその解決への道
第 14 回	26 年 9 月	揚州 (中国)	歴史都市：文化の継承と未来への歩み

第15回	28年 6月	バート・イシュル (オーストリア)	高度技術が息づく革新的かつ 創造的な未来の歴史都市
第16回	30年 9月	ブルサ (トルコ)	グローバル化が文化と生活様式 に与える影響
第17回	令和3年6月	カザン (ロシア) 及びオンライン	「地域のアイデンティティ基盤 としての歴史・文化遺産」
第18回	令和4年中	安東 (韓国)	未定

#### (5) 多文化共生施策

本市に住む約4万4千人(令和3年7月1日現在)の外国籍市民, 日本国籍取得者, 中国帰国者など, 多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して, 民族や国籍による差別を許さない人権尊重の環境づくりを進めるとともに, 各種情報提供・相談事業, 医療や行政サービスを利用する際のコミュニケーション支援などを行っています。

